

【苦情処理の概要】

受付年月日	令和7年8月25日
苦情受付機関	女性相談センター
苦情の内容	<ul style="list-style-type: none">・一時保護所の生活援助員のきつい言葉遣いや、守秘義務が守られているのか懸念されるような言動、入所者へ伝えるべきではないような内容を話す等により、不快な思いをすることがあった。
処理状況経過	<ul style="list-style-type: none">・生活援助員としてよりよい支援を行うために必要な姿勢や守秘義務の徹底等について、一時保護所に携わる職員でミーティングを開催した。・当該生活援助員へ面接を実施し、生活援助員としての役割や姿勢、適切な距離感について指導を行った。・苦情申立人に対し、苦情処置の経過や対応について説明し了承を得た。
結果報告年月日	令和8年1月9日

【業務改善に向けての取り組み】

研修やミーティング、個別の面接等を通じて、生活援助員が入所者に対して適切な支援ができるよう、引き続き対応していく。